（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「）」の定めるところ」を「）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定の例」に改める。

第五十三条中「定めるところにより」を「規定の例により」に、「よる」を「より、支給するものとする」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十二号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「百六十七番二十三」を「百六十七番十六」に改め、同表二十三号の項中「（豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。）」を削り、同表百一号の項中「つがる市柏稲盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稲盛岡本九十七番一までを除く。）、つがる市木造越水長谷川百六十二番四から」を削り、「同市木造越水長谷川百六十二番四から」を「五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七及び」に改め、同表百十三号の項中「千六百二十六番三まで」の下に「（長井市今泉字八景二千七百六十三番一から南陽市和田字深田三千五百三十六番一までを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

附　則

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂